

令和7年台風第22号に伴う災害により、東京都利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村に災害救助法が適用されましたのでご報告いたします。

台風第22号に伴う災害により、被害にあわれた皆様には心よりお見舞い申し上げます。
被災世帯の健康保険被保険者（ご本人）及び被扶養者（ご家族）に係る一部負担金等並びに健康保険料の取扱いについて、下記の通りお知らせいたします。

1 一部負担金等の徴収猶予について

災害により被害にあわれた被保険者及び被扶養者の方々が医療機関等にて支払う一部負担金等について、徴収猶予を実施いたします。

2 健康保険料の納期限の延長及び納付猶予について

被害にあわれた任意継続被保険者に対する健康保険料の納期限の延長を実施いたします。

3 健康保険証・資格確認書・マイナンバーカード(マイナ保険証利用登録有の方)の取扱いについて

災害により健康保険証・資格確認書・マイナンバーカード（マイナ保険証の利用登録をされている方）を紛失した場合の取扱いについては、申請に応じ速やかに資格確認書を交付いたします。

4 保険給付費等の取扱いについて

災害により被保険者から保険給付費等の申請があったときは、速やかに審査の上、お支払いいたします。

5 徴収猶予および保険料納付期限猶予対象者

以下適用地区にお住まいの方

* [「災害救助の適用地区」](#)を参照

6 その他

災害に伴い保険証・資格確認書・マイナンバーカード（マイナ保険証の利用登録をされている方）を紛失又は自宅等に残して避難されている方は、以下の事項を病院等にお伝えいただければ、証憑がなくても保険扱いで受診できる場合もあります。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③連絡先（電話番号等）
- ④加入している保険者名：「旭化成健康保険組合」

本件の取り扱いについて、不明な点がある場合は、以下まで連絡してください。

連絡先 旭化成健康保険組合

TEL 0982-22-2900